

災害応急対策活動等に関する基本協定(土木関係建設コンサルタント) 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定(土木関係建設コンサルタント)」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定(土木関係建設コンサルタント)
- (2) 活動場所 出雲河川事務所において管理する一級水系斐伊川(尾原ダム管理区間、神戸川、志津見ダム管理区間、斐伊川放水路、宍道湖、大橋川、中海及び境水道のうち国管理区間(以下、「一級水系斐伊川」という。))(別図-1参照)の①松江地区、②出雲地区における災害応急対策活動への協力を原則とします。
- (3) 活動内容 本活動は、出雲河川事務所において管理する一級水系斐伊川において地震、豪雨、台風、高潮、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに出雲河川事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- (4) 協定期間 令和5年5月1日～令和7年4月30日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」に係る一般競争参加資格の申請を令和5年1月13日までにしていること。
申請済であることを確認するため、「令和5・6年度受付票」「申請書①」「測量等実績高と希望職種・国土交通省地方整備局等」を出力した写しを本基本協定の基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。
また、申請を郵送により行っている場合(会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合に限り郵送による申請が可能。)には、提出した申請書(様式①-1、様式①-2)の写しを本基本協定の基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。
また、令和5年5月1日までに令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」のいずれかに係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結者の決定の条件とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者(上記(2))の再認定を受けた者を除くでないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成19年度以降に完了した業務において、「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」のいずれかの業務の実績があること。

- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。
- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
 - ② 以下のいずれかの資格を保有すること。
 - ア) 技術士(総合技術監理部門)を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。
 - a) 建設—河川、砂防及び海岸・海洋
 - b) 建設—土質及び基礎
 - c) 応用理学—地質
 - イ) 技術士を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。
 - a) 建設部門—河川、砂防及び海岸・海洋
 - b) 建設部門—土質及び基礎
 - c) 応用理学部門—地質
 - ウ) RCCMを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。
 - a) 河川、砂防及び海岸・海洋
 - b) 土質及び基礎
 - c) 地質
 - エ) 工学博士
 - オ) 測量士
 - カ) 地質調査技士
- (7) 基本協定参加資格確認申請書(基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。)の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) (6)の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店又は支店が出雲河川事務所の管理区域の市町に所在すること。
管理する区域の市町とは次の通りとする。
松江地区：松江市、安来市、米子市、境港市
出雲地区：出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者と行います。
- (2) 基本協定の締結の決定は書面により通知します。

4. 担当部局

〒693-0023 島根県出雲市塩冶有原町5丁目1番地
国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所 防災情報課
TEL 0853-20-1764(ダイヤルイン) 内線281
FAX 0853-21-2878

5. 応募資格の確認等

- (1) 申請書の作成
基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。
 - ① 基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】
 - ② 過去の業務実績【別記様式2】
 - ※ 平成19年度以降に完了した業務において、「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」のいずれかの業務の受注実績について記載願います。
 - ※ TECRISに登録されていない場合は、確認できる書類(契約書及び仕様書の写し等)を提出願います。
 - ③ 技術者の資格【別記様式3】
 - ※ 技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の

技術者を登録することは可能です。

雇用関係が確認できる資料として、健康保険費保険証の写しを提出する場合、記号・番号・保険者番号については、マスキング処理を施してください。

- ④ 活動の実施体制【別記様式4】
※ 2.(5)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。
 - ⑤ 活動の希望区域【別記様式5】
※ 活動の希望区域を選択願います。
 - ⑥ ドローン活用【別記様式6】
※ ドローンによる被災調査が可能な場合は記入をお願いします。
- (2) 申請書の提出
申請書については、以下のとおり提出願います。
- ① 提出方法： 申請書(追加資料を含む)の提出は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受付期間に必着のこと。)とします。
 - ② 受付期間： 令和5年2月14日(火)から令和5年3月24日(金)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
 - ③ 提出場所： 4. に同じ。
- (3) 申請書作成等に対する質問
申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面(様式は自由)により提出願います。
- ① 提出方法： 書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出すること。FAX(着信確認の連絡を必ず行うこと)でも可。
 - ② 受領期間： 令和5年2月14日(火)から令和5年2月24日(金)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
 - ③ 提出場所： 4. に同じ。
- (4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。
- ① 期間： 質問を受理してから適宜に、令和5年3月24日(金)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
 - ② 場所： 4. に同じ。
- (5) その他
- ① 申請書(追加資料を含む)の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
 - ② 担当官は、提出された申請書(追加資料を含む)を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。
 - ③ 提出された申請書(追加資料を含む)は、返却しません。
 - ④ 提出期限以降における申請書(追加資料を含む)の差し替え及び再提出は、認めません。
 - ⑤ 協定締結者への協定書の送付は4月中旬を予定しています。

基本協定参加資格確認申請書

令和 年 月 日

担当官
中国地方整備局
出雲河川事務所長 小谷 哲也 殿

住 会 代	社 表	所 名 者	役職名	氏名	印
-------------	--------	-------------	-----	----	---

令和5年2月14日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定(土木関係建設コンサルタント)」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと並びに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5. (1)②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5. (1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5. (1)④に定める活動の実施体制を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5. (1)⑤に定める活動の希望区域を記載した書面
- 5 基本協定締結説明書5. (1)⑥に定めるドローン活用調査を記載した書面
- 6 基本協定締結説明書2. (2)の写し

問い合わせ先

担当者：中国 太郎

部 署：〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号：(代)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

E-mail：〇〇@〇〇. 〇〇. Jp

(別記様式4)

活動の実施体制

[記入例]

会社名：

○ 本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

○ 本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

(別記様式5)

『活動の希望区域調査票』

活動を希望される区域について、順位を記載願います。

区 域 名	希望される順位
① 松江地区	
② 出雲地区	

※ 希望する区域の記入をお願いします。

※ 区分の詳細：

下記市町内の斐伊川水系の直轄管理区域(尾原ダム、志津見ダム管理区間含む)

- ① 松江地区: 松江市、安来市、米子市、境港市
- ② 出雲地区: 出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町

(別記様式6)

『ドローン活用調査票』

ドローンの保有の有無または、ドローンによる上空写真撮影等の被災調査の対応の可否について記載をお願いします。

ドローン活用可能な場合は調査準備までの所要時間の記入をお願いします。

会社名：

ドローンの保有の有無	ドローンによる調査の可否 (調達による調査も含む)
有・無	可・否

業者名		
UAV所有機数		
自社所有又は協力業者等所有の別		
メーカー		
機種名		
画素数(静止画)、撮影枚数		
画素数(動画)、撮影時間		
耐風性能(飛行可能風速)		
飛行性能(飛行可能範囲)		
飛行時間(1回)、連続飛行回数(バッテリー)		
雨天飛行可否		
UAV基地		
UAV操作可能人数		
依頼から実働までの時間(移動時間含まず)		
許可申請に係る飛行場所申請状況		

可能作業内容

作業記号	成果物	成果品 イメージ		
A	斜め、鉛直静止 画写真(jpg、tif他)			
B	動画(mts他)			
C	オルソ画像(tif他)			
D	3D画像(pdf他)			
E	地表面の3次元 データ(las、text 他)			

F	【撮影写真】地形図 1:1000、コンタ図 他(p21、sfc、dxf、 dwg他)			
	【レーザー】地形図 1:1000、コンタ図 他(p22、sfc、dxf、 dwg他)			
G	【写真撮影】断面図(sxf、sfc、dxf、 dwg他)			
	【レーザー】断面図(sxf、sfc、dxf、 dwg他)			
H	【写真撮影】概算土砂量(容量m3)			
	【レーザー】概算土砂量(容量m3)			

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

※本チェックリストの提出は必要ありません。

- 基本協定参加資格確認申請書(別記様式1) → 必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の業務実績(別記様式2) → 必須提出
 施工実績を確認できる書面(契約書の写し等)
→ TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出
- 一般競争(指名競争)参加資格の申請の写し → 必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格(別記様式3) → 必須提出
 直接的な雇用関係が確認できる資料 → 必須提出
→ (健康保険被保険者証(個人情報マスキング処理)等)
 技術者の資格を証明する書面の写し → 必須提出

活動の実施体制

- 活動の実施体制(別記様式4) → 必須提出

活動の希望区域

- 活動の希望区域(別記様式5) → 必須提出

ドローン調査票

- ドローン活用調査(別記様式6) → 必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。